

施設機械工事等施工管理基準読替対照表

施設機械工事等施工管理基準（農政部農村振興局事業調整課）	施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）	備考
<p>施設機械工事等施工管理基準（農政部農村振興局事業調整課）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 平成20年1月8日事調第907号 農政部長から各支庁長あて </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正 令和3年10月15日事調第629号</p>	<p>施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 平成19年3月28日18農振第1895号 農村振興局長から各地方農政局あて </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正令和3年3月30日2農振第3740号</p>	
<p>I. 図書表紙</p> <p>図書名称：施設機械工事等施工管理基準 監 修：農林水産省農村振興局整備部設計課</p>	<p>I. 図書表紙</p> <p>図書名称：施設機械工事等施工管理基準 監 修：農林水産省農村振興局整備部設計課</p>	一部改正通知の文書変更
<p>II. 制定通知文書</p> <p>本通知文「施設機械工事等施工管理基準」の制定について（平成20年1月8日付け事調第907号）を適用</p>	<p>II. 制定通知文書</p>	
<p>III. 第1編 共通編</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 総則</p>	<p>III. 第1編 共通編</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 総則</p>	
<p>1-1-1 目的</p> <p>この施設機械工事等施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）は、北海道農政部が所管する用排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、水管橋設備、ダム管理設備、鋼製付属設備及び電気通信設備工事のうち、施設機械工事等について、その施行に当たって契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>1-1-1 目的</p> <p>この施設機械工事等施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業、直轄地すべり対策事業及び直轄災害復旧事業に係る直轄工事のうち、施設機械工事等について、その施行に当たって契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p>	字句の改正
<p>1-1-2 適用</p> <p>この施工管理基準は、北海道農政部が所管する水門設備、用排水ポンプ設備、除塵設備、水管橋設備、ダム管理設備、鋼製付属設備及び電気通信設備工事を請負により施工する場合に適用するもので、特記仕様書、図面等の契約図書で定めた事項は施工管理基準より優先する。</p>	<p>1-1-2 適用</p> <p>この施工管理基準は、地方農政局が発注する施設機械工事（水門設備・ゴム引布製起伏ゲート設備・用排水ポンプ設備・除塵設備・ダム管理設備・鋼製付属設備）及び鋼橋製作架設工事・水管橋製作据付工事・電気通信設備製作据付工事（電気設備・水管理制御設備）を請負により施工する場合に適用するもので、特別仕様書、図面等の契約図書で定めた事項は施工管理基準より優先する。</p> <p style="color: red;">なお、工事の種類（修繕工事など）、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難しい場合又は、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>	字句の改正
<p>1-1-3 施工管理の基本構成</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<p>1-1-3 施工管理の基本構成</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	
<p>1-1-4 施工管理の実施</p> <p>1. 受注者は、当該工事の施工管理担当者を定め、工事監督員に通知するものとする。施工管理担当者は当該工事の施工管理をこの基準及び特記仕様書に従い、善良な管理を実施し、この管理基準で要求されている出来形・品質を確保しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。なお、その結果をその都度施工管理記録簿に適切な管理のもとに記録し、工事監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 土木工事に係る施工管理については、「農業土木工事施工管理基準」によるものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p>	<p>1-1-4 施工管理の実施</p> <p>1. 受注者は、工事施工前に、契約図書に定める主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を施工管理責任者に定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。なお、その結果をその都度施工管理記録簿（第8項）に適切な管理のもとに記録し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 土木工事に係る施工管理については、「土木工事施工管理基準」によるものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>8. [略]</p>	字句の改正 " "
<p>1-1-5 施工管理の方法</p> <p>1. 工程管理</p> <p>工程管理については、農業土木工事施工管理基準 I 工程管理の規定による。</p>	<p>1-1-5 施工管理の方法</p> <p>1. 工程管理</p> <p>受注者は、工程管理を工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により作成した実施工程表によって管理するものとする。</p>	

施設機械工事等施工管理基準読替対照表

施設機械工事等施工管理基準（農政部農村振興局事業調整課）	施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）	備考
<p>第3章 用排水ポンプ設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第4章 除塵設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第5章 ダム管理設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第6章 <u>[削除]</u></p> <p>第1節 <u>[削除]</u></p> <p>第2節 <u>[削除]</u></p> <p>第7章 <u>水管橋設備及び添架管設備</u></p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第8章 電気設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第9章 水管理制御システム</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p><small>項目中「管理基準値」とあるものは「規格値」に読み替える。 項目中「監督職員」とあるものは「工事監督員」に読み替える。</small></p> <p>VI. 第3編 施工管理記録様式 [略]</p>	<p>第3章 用排水ポンプ設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第4章 除塵設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第5章 ダム管理設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第6章 <u>鋼橋上部工</u></p> <p>第1節 <u>直接測定による出来形管理</u> [略]</p> <p>第2節 <u>品質管理</u> [略]</p> <p>第7章 <u>水管橋上部工</u></p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第8章 電気設備</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <p>第9章 水管理制御システム</p> <p>第1節 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>第2節 品質管理 [略]</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-top: 20px;"/> <p>VI. 第3編 施工管理記録様式 [略]</p>	<p>字句の改正</p>

施設機械工事等施工管理基準読替対照表

施設機械工事等施工管理基準（農政部農村振興局事業調整課）	施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）	備考
<p><u>様式中の確認押印箇所「主任監督職員」を「主任監督員」に読み替える。</u></p> <p><u>様式中の確認押印箇所「監督職員」を「監督員」に読み替える。</u></p> <p>VII. 施設機械工事等検査技術基準</p> <p>1 <u>[削除]</u></p> <p>2 <u>[削除]</u></p> <p style="margin-left: 20px;">別表第2 水門設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">ゴム引布製起伏ゲート設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">用排水ポンプ設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">除塵設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">ダム管理設備 [略]</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>[削除]</u></p> <p style="margin-left: 20px;">水管橋設備及び添架管設備 [略]</p> <p style="margin-left: 20px;">電気設備 [略]</p> <p style="margin-left: 20px;">水管理制御システム [略]</p>	<hr style="border: 0.5px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <p>VII. 施設機械工事等検査技術基準</p> <p>1 <u>施設機械工事等検査技術基準（標準例）</u></p> <p>2 <u>別表第1</u></p> <p style="margin-left: 20px;">別表第2 水門設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">ゴム引布製起伏ゲート設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">用排水ポンプ設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">除塵設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">ダム管理設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">鋼橋上部工 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">水管橋上部工 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">電気設備 [略]</p> <p style="margin-left: 40px;">水管理制御システム [略]</p>	<p>字句の改正</p>